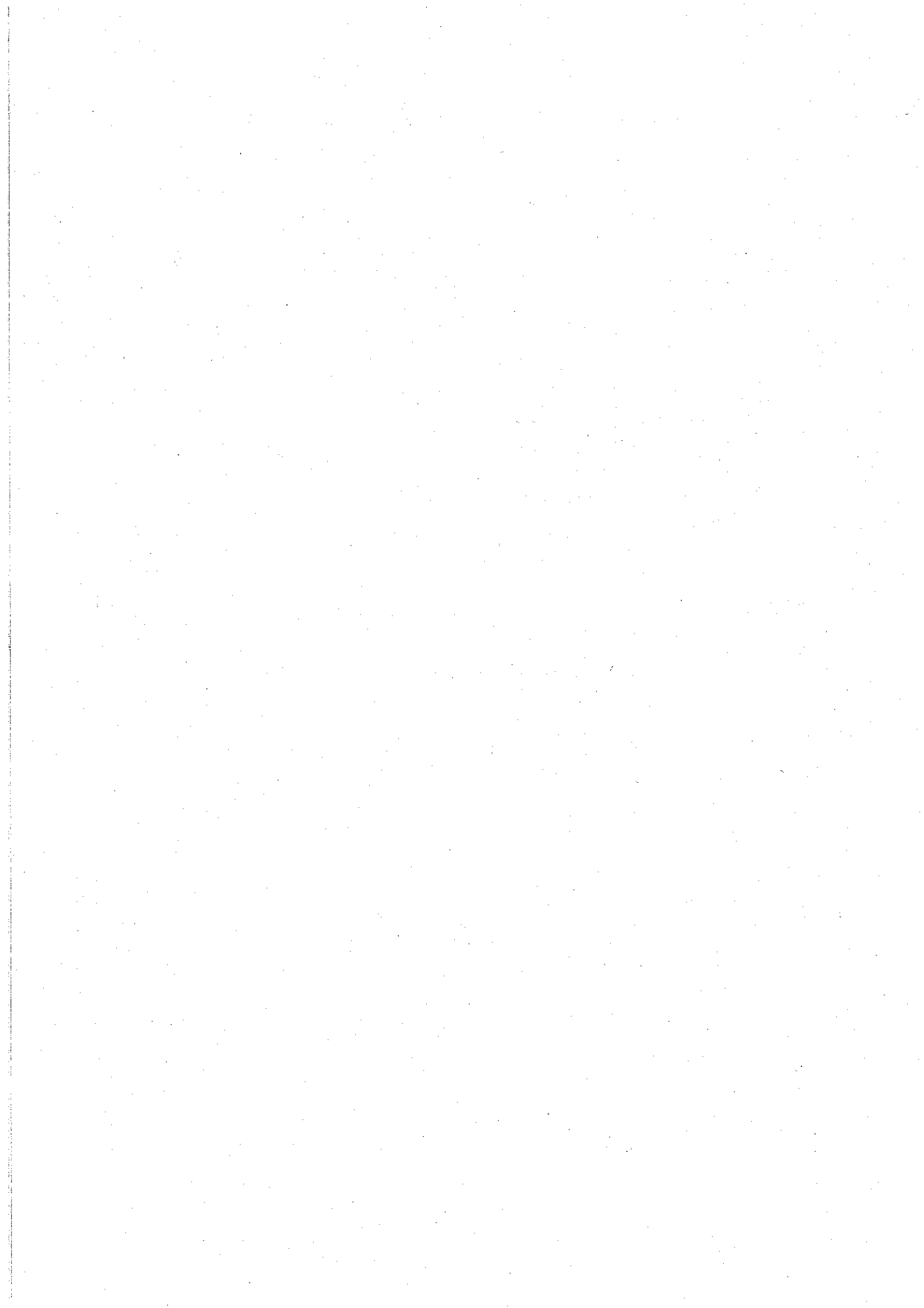


令和6年1月21日執行

甲良町長選挙

候補者のしおり

甲良町選挙管理委員会



まえがき

このしおりは、甲良町長選挙において、候補者または選挙運動員等の関係者が立候補から当選するまでの間において心掛けておくべき主な事項を、公職選挙法その他の関係法令から抜粋し、必要な事項については解説を加えたものであります。本書の内容は紙面の都合で、全般にわたり要約しておりますので、不明な点があれば事前に町選挙管理委員会もしくは関係機関に照会のうえ万全を期してください。

なお、このしおりにおける法令略語は次のとおりであります。

法	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規則	公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）
地方自治法	地方自治法（昭和22年法律第67号）
国公法	国家公務員法（昭和22年法律第120号）
地公法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）
教公特法	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
執行規程	公職選挙法および同法施行令執行規程 （昭和40年選管告示第38号）
公職郵規	公職選挙郵便規則（昭和25年郵政省令第4号）

目 次

1. 総括的事項	1
2. 候補者となることのできる要件	1
3. 立候補の手続	3
4. 候補者に交付する物件、証明書類	5
5. 選挙会（開票）	6
6. 当 選	6
7. 選挙運動	7
8. 選挙期日後のあいさつ行為の制限	19
9. 選挙運動に関する費用	19
10. 選挙事務日程表	別表1
11. 選挙投票所一覧表	別表2

1 総括的事項

1 選挙の管理執行

令和6年1月21日執行の甲良町長選挙の選挙事務は、法第5条の規定により甲良町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理します。

委員会の所在地 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1

委員長 橋本 猛

2 選挙長

甲良町長選挙の選挙長は、選挙期日の告示（令和6年1月16日）に選任告示をしますが、委員会委員長を選任する予定です。

選挙長 橋本 猛

選挙長職務代理者 西堀 與一

3 選挙に関する届出等

委員長および選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています。

選挙期間中は、土曜・日曜の別なくこの期間中は受付けることとなりますが、これらの行為は原則として到着主義となっていますから、なるべく締切日（期日）より早めに提出するようにしてください。

4 投票区

投票区は、13投票区あります。

5 選挙の主要日程

今回の主要日程は、別表1のとおりです。

2 候補者となることのできる要件

1 被選挙権（法10条、11条、252条）

(1) 次に掲げる要件にすべて該当する者は、候補者となることができます。

ア 日本国民であること。

イ 選挙期日（1月21日）において、年齢満25才以上の者。

(2) 上記(1)の各要件に該当する場合であっても、次に掲げる者は候補者となることができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者。（刑の執行猶予中の者を除く。）

ウ 公職にある間に犯した刑法第197条（収賄、受託収賄及び事前収賄）、第197条の2（第

三者供賄)、第 197 条の 3 (加重収賄及び事後収賄) または第 197 条の 4 (あつせん収賄) の罪または公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条 (公職者あつせん利得) の罪により刑に処せられ、その執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないものまたはその刑の執行猶予中の者。

エ 法律で定められるところにより行われる選挙、投票および国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者。

オ 法第 252 条 (選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止) の規定により、選挙に関する罪によって選挙権および被選挙権が停止されている者。

カ 政治資金規正法第 28 条の規定により、政治資金規正法違反の罪によって選挙権および被選挙権が停止されている者。

キ 平成 11 年 9 月 2 日以後にした行為で、公職にある間に犯した上記ウに規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わりまたはその執行の免除を受けた者でその執行を終わりまたはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過したものは、当該 5 年を経過した日から 5 年間、被選挙権を有しません。

2 立候補の制限または禁止

前記 1 により被選挙権を有する者は、候補者となることができますものではありますが、さらに次の立候補の制限または禁止に該当しないことが必要です。

(1) 重複立候補の禁止 (法 87 条)

他の選挙において公職の候補者となった者は、同時に甲良町長選挙の候補者となることはできません。

(2) 選挙事務関係者の立候補の制限 (法 88 条)

投票管理者・開票管理者または選挙長となる者は、在職中その関係区域内において当該選挙の候補者となることはできません。

(3) 公務員の立候補の制限 (法 89 条)

国または地方公共団体の公務員または行政執行法人もしくは特定地方独立行政法人の役員もしくは職員は、原則として在職のまま候補者となることはできません。この公務員の範囲は非常に広義に解され、また在職のまま立候補できる公務員については詳細に規定されていますので、委員会に問い合せください。

なお、現在甲良町長である者は、在職のまま当該選挙の候補者となることができます。

(4) 連座による立候補制限 (法 251 条の 2、251 条の 3)

連座対象者 (総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者または立候補予定者の親族、秘

書および組織的選挙運動管理者等) が買収等の罪を犯し一定の刑に処せられた場合は連座制が適用され、当該裁判の確定等の時から5年間、当該候補者等は同じ選挙で立候補することができません。

3 立候補の手続

1 立候補の届出 (法第86条の4)

立候補の届出は、告示日(1月16日)の午前8時30分から午後5時までに、郵便によることなく文書で届出なければなりません。

2 立候補の届出先

立候補の届出は、甲良町役場内甲良町長選挙の選挙長です。

3 立候補の受付要領

立候補の受付は、1月16日午前8時30分に選挙長の事務を取り扱う場所に現在する候補者および推薦届出人またはその代理人について、くじにより立候補の届出を受け付ける順位を定め、その順位によって届出を受理します。

くじの方法は、まず、くじを引く順位を定めるくじを行い、その順位により立候補届出の受付順位を定めるくじを行います。

また、1月16日午前8時30分より後に到着した者については、到着の順により、その到着が同時であるときはくじによって定める順位により受理します。

4 立候補の届出方法

立候補の届出には、候補者が自ら届出する方法(以下「本人届出」という。)と、選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法(以下「推薦届出」という。)の2通りがあります。

5 その他

(1) 立候補届出の際は、必ず届出者の印鑑を持参してください。

(2) 立候補届出書類等の事前審査は、1月11日の午前9時から12時まで甲良町役場2階議員控室にて行います。

6 届出書類

(1) 本人届出の場合

候補者届出書(本人届出)

添付書類 ア 供託証明書

イ 宣誓書

ウ 所属党派証明書(無所属の場合は不要)

- エ 戸籍謄本または抄本
- オ 通称認定申請書（通称使用の認定を受ける場合）

(2) 推薦届出の場合

候補者届出書（推薦届出）

- 添付書類 ア 候補者推薦届出承諾書
- イ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
- ウ 供託証明書
- エ 宣誓書
- オ 所属党派証明書（無所属の場合は不要）
- カ 戸籍謄本または抄本
- キ 通称認定申請書（通称使用の認定を受ける場合）

7 候補者届出書の記載上の注意

- (1) 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（以下「本名」という。）を書き、ふりがなをつけてください。なお、本名に用いられている漢字のうち、常用漢字表および人名用漢字別表に掲げられている文字に対応するものがあれば、戸籍上の氏名の漢字をこれらの表の相当する文字に更生することは氏名の変更にあらず、届出に記載することは差し支えありません。（例 澤 → 沢 濱 → 浜）
- (2) 「本籍、住所、生年月日」は、戸籍簿および住民票に記載されている当該事項を正確に記載してください。なお、満年齢は、選挙期日（1月21日）現在を記載してください。
- (3) 「党派名」は、添付する所属党派証明書に記載してある政党、その他の政治団体の名称を記載してください。なお、所属党派証明書を有しない場合は「無所属」と記載してください。
- (4) 「職業」は、詳細に記載してください。
- (5) 供託証明書

町長選挙の供託金額は、500,000円で、供託すべき者は本人届出の場合は候補者となろうとする本人、推薦届出の場合は推薦届出人（2人以上の場合は、そのうち1人だけ）です。

供託を証する書面、いわゆる供託書には、本人届出の場合は候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記載しなければならず、また、推薦届出の場合は、この書面の「供託の原因たる事実」欄に候補者の本名が記載されていなければなりません。

8 通称認定申請書

通称認定申請書は、本名のかわりに広く通用している通称がある場合において、委員会等が行う立候補の届出等の告示、新聞広告および投票記載所の氏名等の掲示に本名の変わりに通称で記載され、または使用されることを求める場合は、当該通称について、選挙長の認定を受けなければなりません。

通称使用を希望する場合は、立候補の届出書に通称認定申請書を添えなければなりません。この場合、広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料、たとえば葉書・名刺・著書その他の人の呼称として通用している実績を示すことのできるものを提示する必要があります。

なお、通称には一般の通称のほか、戸籍上の氏名として用いられている漢字をかな書きとして使用する場合でも、通称認定の申請が必要ですが、この場合は資料を提出する必要はありません。

9 辞退届

候補者が辞退できる期間は、立候補届出日（1月16日）の午後5時までとなっています。
辞退届は、推薦届出であっても候補者本人が選挙長に提出してください。

4 候補者に交付する物件、証明書類

立候補の届出が受理されますと、委員会および選挙長から次に掲げる物件、証明書等を交付します。この中には原則として再交付できないもの（◎印）がありますので、受け取られたときは十分確認をしてください。なお、選挙後または候補者を辞したことにより使用しなくなった時は、直ちに委員会に返還してください。

物件、証明書の名称	候補者1人あたりの数量
◎ 街頭演説用標旗	1本
◎ 運動用腕章	11枚
◎ 乗車用腕章	4枚
◎ 選挙運動用自動車表示板	1枚
◎ 選挙運動用拡声機表示板	1枚
◎ 候補者用通常葉書使用証明書	1枚 (番号22)
◎ 選挙運動用通常葉書差出票	25枚 (番号21)
◎ 新聞広告掲載証明書	2枚 (番号23)
◎ 候補者用ピラ証紙	5,000枚 (番号13)
出納責任者選任届用紙	1枚 (番号10)

出納責任者異動届用紙	若干	(番号11)
選挙事務所設置(異動)届用紙	若干	(番号14)
選挙立会人となるべき者の届出書	1枚	(番号17)
承諾書(選挙立会人となる承諾)	1枚	(番号18)
届出書(事務員・車上運動員)	若干	(番号19)
個人演説会開催申出書	若干	(番号20)
選挙運動費用収支報告書用紙	1揃	
候補者りぼん	1個	
たすき	1本	

5 選挙会(開票)

1 選挙会の日時および場所(法78条、79条)

開票は選挙会の事務に併せて行いますから、選挙会の日時および場所と同じであり、また開票立会人は選挙立会人があたることになります。

選挙会の日時および場所は、委員会においてあらかじめ告示します。

2 選挙立会人の届出(法76条)

候補者は選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日(1月18日)午後5時までに選挙長に届け出ることができます。

この届出は候補者の自由ですが、候補者自身は選挙立会人となることはできません。候補者からの届出のあった選挙立会人の数が10人を超える場合は10人までに制限する「くじ」を、同一政党その他の政治団体に属する候補者より届出のあった選挙立会人の数が3人以上ある場合は、2人までに制限する「くじ」を選挙長において行います。

したがって届出された者が「くじ」の結果、選挙立会人となれない場合がありますのでご承知ください。

6 当選

1 当選人

甲良町長選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人と決定しますが、当選人となるためには、「有効投票の総数の4分の1以上の得票数」(法定得票数)がなければなりません。

2 当選の告知および当選証書の付与

当選人が定まったときは、選挙長からの報告により委員会において当選人に当選の旨告知す

るとともに当選人の住所および氏名を告示し、あわせて当選人に当選証書を付与します。また、当選の効力は、当選人の住所および氏名を告示した日から生じます。

なお、当選証書の付与は、1月22日(月)午前9時00分から役場2階会議室で行います。印鑑を忘れずに持参してください。

7 選挙運動

1 選挙運動の意義

選挙運動とは、特定の選挙について特定の候補者の当選を目的として投票を得、または得させるために直接または間接に必要なかつ有利な行為をいいます。

2 選挙運動の期間 (法 129 条)

選挙運動のできる期間は、立候補の届出により候補者となったときから選挙期日の前日までであって、選挙当日の選挙運動及び立候補の届出前の選挙運動(いわゆる事前運動)は禁止されています。

(1) 立候補の届出をするためにはその準備的行為が必要です。したがって、例えば次に掲げる行為は一般的に事前運動とは解されません。

ア 政党の公認を求める行為

イ 選挙事務所借入れの内交渉

ウ 選挙の演説会出演依頼の内交渉

エ 労務者雇入の内交渉

オ 立看板を作成しておくこと

これらの行為は、間接的に特定候補者の当選を有利ならしめる行為であることに相違ないものであるが、投票依頼の目的をもって選挙人に働きかけることがないから選挙運動とはならないのであって、これらの行為といえども併せて投票獲得の意図をもって行われる場合は選挙運動となるので十分注意してください。

(2) 選挙事務所の設置

選挙事務所の設置については後述しますが、選挙の当日も投票所を設けた場所の入口から 300 m以上離れたところは選挙事務所を設置しておくことができます。

(3) 選挙運動用のポスター掲示について

選挙運動用のポスターの取扱いについても後述しますが、選挙運動用ポスターは委員会が設置するポスター掲示場において、1 掲示場ごとに各 1 枚に限って検印を受けずに掲示することができ、その他の場所にはいっさい掲示することができません。

なお、これらのポスターは選挙の当日においてもポスター掲示場に掲示しておくことができま

す。

3 選挙事務所（法 130 条、131 条）

選挙事務所は、昭和 7 年 12 月 24 日の判例において「選挙運動に関する事務を取扱う一切の場所的設備をいう」とされています。

選挙事務所は、候補者またはその推薦届出者（推薦届出者が数人ある時はその代表者）でなければ設置することができません。

設置できる選挙事務所の数は、候補者 1 人につき 1 箇所、事務所を設置したときは、直ちに設置届を委員会に提出してください。

なお、選挙事務所は 1 日 1 回だけ移動（廃止に伴う設置を含む。）することができます。移動・廃止があったときは必ず異動届を提出してください。

推薦届出者が選挙事務所を設置（異動）した場合には、その設置（異動）について候補者の承諾を得たことを証明する書面を合わせて添付し、推薦届出者が数人あるときはその代表者であることを証明する書面を合わせて添付してください。

4 休憩所等の禁止（法 133 条）

休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできません。

5 選挙当日の選挙事務所の制限（法 132 条）

選挙事務所は、選挙当日（1 月 21 日）投票所の入口から 300m 以上離れたところに設置しておくことができます。

この場合は選挙事務所の表示をするために、その場所において使用するポスター・立札・看板の類を通じて 3 個およびちょうちん 1 個を掲示しておいて差支えありません。(24(2)文書図画の掲示参照のこと)

6 選挙事務関係者の選挙運動の禁止（法 135 条）

投票管理者・開票管理者および選挙長は、在職中その関係区域において選挙運動をすることができません。

7 特定公務員の選挙運動の禁止（法 136 条）

次に掲げる特定公務員は、その在職中選挙運動をすることができません。

- (1) 中央選挙管理会の委員および中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員
- (2) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の職員
- (3) 選挙管理委員会の委員および職員
- (4) 裁判官
- (5) 検察官
- (6) 会計検査官

(7) 公安委員会の委員

(8) 警察官

(9) 収税官吏および徴税の吏員

8 一般職公務員の政治活動の禁止

次の公務員は、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等によりそれぞれ政治活動が禁止されています。

(1) 一般職の国家公務員（顧問、参与、委員、会長、副会長、評議員等で臨時または非常勤の者は差支えない。）

(2) 国立学校および公立学校の教育公務員

(3) 一般職の地方公務員

一般職の地方公務員の選挙運動については、7に掲げる者は国内全地域において選挙運動が禁止されていますが、その他の職員については、その職員の属する地方公共団体の区域内において行うことが禁止されています。

9 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法 136 条の 2）

(1) 国家公務員、地方公務員で一般職・特別職を問わず、すべての公務員をはじめ次に掲げる公社等の役員または職員は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員もしくは職員

沖縄振興開発金融公庫の役員もしくは職員

(2) 前記 (1) の公務員等である者は、その地位を利用して選挙運動をすることを禁止されていますが、更に候補者、候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦したり、支持したり、または反対する目的で、また候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）である (1) の公務員等が候補者として推薦され、支持される目的をもってする次のような選挙運動類似行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止される。

ア その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、もしくは関与することを援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

イ その地位を利用して投票の周旋勧誘、演説会の開催その他選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示もしくは指導し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

ウ その地位を利用して後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘もしくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

エ その地位を利用して、新聞その他刊行物を発行し、文書図画を掲示し、頒布しもしくは

はこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

オ 候補者等を推薦し、支援し、もしくはこれに反対することを申し出、または約束した者に対し、その代償として、その職務の執行にあたり、その申し出、または約束した者にかかる利益を与え、または与えることを約束すること。

(3) 「その地位を利用して」とは、その公務員等としての地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行いようとするような影響力または便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合であって、具体的には職務上の指揮命令権や、人事権等に基づく影響力を利用したり、許可、認可等の職務権限を利用して行う選挙運動等がこれに該当することになります。

10 教育者の地位利用の選挙運動の禁止(法 137 条)

学校教育法に規定する学校(小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園)および幼保連携型認定こども園の長および教員は、学校の児童、生徒、学生等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

したがって、国立および公立の学校の長および教員は、教育公務員として一般的に選挙運動が禁止され、さらに教育者としての地位を利用する運動が禁止されますが、私立学校の長および教員は教育者の地位を利用する選挙運動だけが禁止されます。

11 年齢満 18 歳未満の者の選挙運動の禁止(法 137 条の 2)

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

また、何人もこれらの者を使用して選挙運動をすることができませんが、選挙運動のための労務に使用することは差支えありません。

12 選挙権、被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止(法 137 条の 3)

選挙権を犯したため選挙権および被選挙権を有しない者または政治資金規正法違反により選挙権および被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません。

13 戸別訪問の禁止(法 138 条)

何人も選挙に関し投票を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって戸別訪問をすることができません。また、いかなる方法をもってしても選挙運動のために、次の行為をすることは戸別訪問とみなされ禁止されています。

(1) 戸別に演説会の開催または演説を行うことについて告知する行為

(2) 戸別に特定の候補者の氏名または政党、その他の政治団体の名称を言い歩く行為

選挙運動期間中は、電話によって上記の行為をすることは差支えありません。

14 署名運動の禁止(法 138 条の 2)

何人も選挙運動に関し投票を得、もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人に

対し、署名運動をすることはできません。

15 人気投票の公表の禁止（法 138 条の 3）

何人も選挙に関し、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできません。

16 飲食物の提供の禁止（法 139 条）

何人も選挙運動に関し、いかなる名義をもってするも、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子（いわゆる「茶うけ」）以外の飲食物を提供することができません。

ただし、選挙運動の期間中、選挙運動に従事する者および選挙運動に使用する労務者に対し、候補者 1 人について定められた弁当料（1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円）の範囲内で、かつ両者を通じて 15 人分（45 食）に選挙期間の告示があった日から、その選挙期日の前日までの期間の日数（5 日）を乗じて得た数分（225 食）を超えない範囲内で、選挙事務所において食事をするために提供する弁当（選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労務者が携行するために、選挙事務所において提供された弁当を含む。）については、提供することができます。

17 連呼行為の禁止（法 140 条の 2、法 166 条）

(1) 何人も選挙運動のため、連呼行為をすることができません。ただし、個人演説会場および街頭演説（演説を含む）の場所においてする場合ならびに午前 8 時から午後 8 時までの間に限り、選挙運動用自動車においてする場合は、この限りではありません。

(2) (1)ただし書の連呼行為をする者は、学校（学校教育法第 1 条に規定する学校および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）および病院、診療所、その他の療養施設の周辺においてはマイクの音量を落とすなどして静穏を保持するように努めなければなりません。

(3) (1)ただし書の連呼行為および選挙運動のためにする演説は、次の建物および施設では禁止されています。

ア 国または地方公共団体の所有し、または管理する建物（公営住宅を除く。）

しかし、これらの建物において個人演説会を開催する場合は禁止されない。

イ 汽車、電車、乗合自動車、および停車場その他鉄道地内

ウ 病院、診療所その他の療養施設

18 自動車および拡声機の使用制限（法 141 条）

(1) 主として選挙運動のため使用される自動車は候補者 1 人について自動車 1 台に、拡声機は候補者 1 人について 1 揃いに限られております。この自動車、拡声機の使用については、次のことに注意してください。

ア 自動車を使用するときは、委員会が交付する表示板を自動車の前面等外部から見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければなりません。

イ 選挙運動のために使用できる自動車は、次のとおりです。

- ◎ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車
- ◎ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの
- ◎ 乗車定員 10 人以下の乗用自動車で上記に該当しないもの
- ◎ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

ウ 自動車の構造が宣伝を主たる目的としているものは、一切使用できません。

エ 主として選挙運動のために使用する拡声機には、委員会が交付する表示板を自動車表示板同様見やすい箇所に掲示しなければなりません。

19 気勢を張る行為の禁止 (法 140 条)

何人も選挙運動のために、自動車を連ねまたは隊伍を組んで往来する等により気勢を張る行為をすることができません。

20 自動車の乗車制限 (法 141 条の 2)

選挙運動のために使用される自動車に乗車できる者は、候補者、運転手 (1 人に限る) および乗車腕章をつけた運動員 4 人。

21 車上の選挙運動の禁止 (法 141 条の 3)

何人も選挙運動用自動車の上では選挙運動はできません。ただし、停止した自動車の上において、選挙運動のための演説をすることおよび連呼行為の制限 (17(1)) ただし書の自動車の上において選挙運動のための連呼行為はこの限りでない。

22 文書図画の頒布 (法 142 条)

- (1) 選挙運動のために使用することのできる文書図画は、選挙運動用通常葉書および候補者用ビラ証紙の貼ったビラ 5,000 枚のほかは頒布することができません。選挙運動用通常葉書は候補者 1 人に対し 2,500 枚で、郵送料は無料とされています。選挙運動用通常葉書を入手するには、選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に日本郵便株式会社彦根郵便局の窓口へ提出して「選挙用」の表示がしてある官製葉書の交付 (無料) を受けてください。

証明書は 1 枚で 2,500 枚の葉書の交付が受けられますが、1 度に交付を受けても、あるいは数回にわけて交付を受けてもかまいません。数回にわけて交付を受ける場合は、その都度証明書にその枚数が表示され 2,500 枚に達するまで証明書は返付されます。

- (2) 前記の官製葉書を用いず、手持ちの官製葉書又は私製葉書に立候補の前にあらかじめ印刷して選挙運動用を使用することはできますが、これを使用するときも「候補者用通常葉書使用証明書」とともに日本郵便株式会社彦根郵便局へ提出し「選挙用」の表示を受けてください。

頒布枚数は、無料交付官製葉書、手持ちの官製葉書、私製葉書とを通じて2,500枚以内です。
なお、手持ちの私製葉書を使用する場合は郵便切手を貼ったり、料金別納又は料金後納などの表示はしないようにしてください。

手持ちの官製葉書を使用した場合は、料金は還付されません。

- (3) 選挙用の表示を受けた通常葉書を使用するときは、日本郵便株式会社彦根郵便局の窓口選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて差し出してください。

直接郵便ポストに投函したりあるいは郵便物の配達事務を取り扱わない郵便局に差し出しても配達されません。

この葉書は郵便によらず使送によったりあるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

- (4) 選挙運動用の通常葉書は、候補者が使用することは勿論、第三者に依頼して推薦状の形式で出してもらうことも差し支えなく、その記載内容についても制限はありません。

ただし、記載内容がたとえば虚偽事項の公表、利害誘導等の犯罪を構成する場合には、それぞれの法律の処罰の対象となりますので注意してください。

また、同一世帯内にいる数人、例えば夫婦に対して連名で出すこと等通常の使用方法による場合は差し支えないが、例えば「〇〇会社〇〇課御一同様」と記載し、多数の選挙人に回覧、掲示がなされたときは、文書の回覧、掲示の禁止にふれることとなります。

- (5) 選挙運動用の通常葉書で書き損じ又は棄損した場合には、その枚数だけ代わりに別の通常葉書を使用することができます。この場合は書き損じ又は棄損した葉書と引換えに先に葉書の交付を受けた日本郵便株式会社彦根郵便局で選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

- (6) 無料で交付される官製葉書を使用する場合であっても、葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に計上しなければなりません。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料を選挙運動費用に計上しなければなりません。

23 選挙運動用ビラ（法142条）

- (1) 候補者は、委員会に届け出た2種類以内のビラを5,000枚まで頒布することができます。

- (2) 選挙運動用ビラの規格は、長さ29.7cm、幅21cmを超えてはなりません。

- (3) 選挙運動用ビラには、その表面に頒布責任者および印刷者の住所および氏名（印刷者が法人であるときは、その所在地および名称）を記載しなければなりません。

- (4) ビラの記載内容については、その内容が虚偽事項や利害誘導等の罰則に触れるような場合を除き制限がありません。したがって政見の宣伝や、投票依頼のためなどに使用できます。

また、刷色や紙質についても制限はありません。

- (5) 選挙運動用ビラは、委員会の交付する証紙を貼付しなければ頒布することができません。

(6) 選挙運動用ビラの頒布は、次の方法および場所に限り認められ、これ以外で頒布することはできません。

- ① 新聞折込み
- ② 当該候補者の選挙事務所内
- ③ 個人演説会の会場内
- ④ 街頭演説の場所

ア 「新聞折込みによる頒布」とは、通常的一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて特定の購読者の手元に配布される新聞に折込む頒布方法であるとされています。

したがって、不特定の者に無差別に配布される新聞への折込み、路上、駅頭での立売りや販路拡張のために各戸に配布したり、売り歩く新聞への折込み、臨時の号外への折込み等不特定の者を対象とする頒布方法は、ここでいう「新聞折込みによる頒布」とはいえないものと解されています。

イ 新聞折込みによる頒布方法における候補者とビラ折込み業者（一般には新聞販売店）との関係は、通常の契約関係であって、法律によりビラ折込み業者に当該候補者の選挙運動用ビラの折込みを強制しているものではありません。

したがって、新聞折込みによる頒布は、候補者がどの新聞によるか、どの配達区域によるか等を判断して新聞販売店を選択し、その販売店と一般の新聞折込みと同様の契約を締結して、その販売店の配達する新聞へ折込んで頒布されるものです。

24 文書図画の掲示（法143条）

(1) 掲示することのできる文書図画

選挙運動のために使用する文書図画は、次に挙げるもののほかは掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

イ 選挙運動のために使用される自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

ウ 候補者が使用するたすき、胸章および腕章の類

エ 個人演説会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類

オ 選挙運動用ポスター

(2) 文書図画の規格および数量

	ポスター・立札および看板の類	ちょうちん
--	----------------	-------

	規 格	数 量	規 格	数 量
選挙事務所	縦 350cm×横 100cm 以内	通じて 3以内	高さ 85cm×直径 45cm 以内	1 個
個人演説会場	縦 273cm×横 73cm 以内	通じて 2以内	高さ 85cm×直径 45cm 以内	1 個
自 動 車	縦 273cm×横 73cm 以内		高さ 85cm×直径 45cm 以内	1 個

※ 個人演説会場のポスター・立札および看板の類については会場の内部においては数の制限はない。会場の外部においては2以内。

(3) 掲示期間

選挙事務所を表示するためのものは選挙事務所の設置期間中、自動車に取り付けて使用するものは自動車の使用期間中、個人演説会場において使用するものについては演説会の開催中に限り掲示することができるのであって、期間前の掲示はもちろん終了後は直ちに撤去し、使用しないようにしてください。

(4) 選挙運動用ポスター

ア 選挙運動用ポスターは、候補者の届出受付順位と委員会が掲示場の区画に付した番号と同じ番号の所であって、それ以外の区画には掲示できません。

イ 掲示場設置数量 64カ所 設置後場所を告示します。

ウ 規 格 タブロイド型 (長さ 42 cm、巾 30 cmの規格内)

エ 記載内容は、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できないが、個人演説会の告知や政策の宣伝ならびに直接投票依頼のために使用することができます。

ポスターの表面には必ず掲示責任者および印刷者の氏名(法人の場合は名称)および住所を記載してください。

なお、念のため事前にポスターの審査を受けてください。この場合の資料として、種類を異にするポスターごとに2枚いただきますからご了承ください。

オ 掲示ポスターは委員会で処分しますのでご承知ください。

25 文書図画の頒布または掲示につき禁止を免れる行為の制限(法146条)

(1) 禁止を免れる行為

何人も、選挙運動期間中は、どのような名義をもってするを問わず、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名もしくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称または候補者を推薦し、支持しもしくは反対する者の名を表示する文書図画を頒

布しまたは掲示することはできません。また、選挙運動期間前に掲示され、引き続いて期間中にわたって掲示されているいわゆるすべりこみ文書もそれが禁止を免れる意図をもったものである場合には、撤去しなければなりません。

(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、または候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者、もしくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類似するあいさつ状を、候補者の選挙区内に頒布したり掲示したりすることは、脱法文書とみなされて、選挙運動の目的の有無にかかわらず、禁止を免れる行為とみなされますので十分注意してください。

類似するあいさつ状としては、転任あいさつ状、退任あいさつ状はもとより、開店あいさつ状のように社会通念としてごく通常と考えるものも含まれます。

26 インターネット等（法142条の3、142条の4、142条の5、142条の6）

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動

① ウェブサイト等を利用する方法

何人（注1）も、ウェブサイト等（注2）を利用する方法により、選挙運動を行うことができます。

（注1）選挙事務関係者、特定公務員、年齢満18歳未満の者、選挙犯罪等により選挙権および被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができません。

（注2）「ウェブサイト等」とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。

【例】ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト など

② 表示義務

選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。

③ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られているため、更新等できません。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動

① 利用主体の制限

選挙運動用電子メールは、候補者に限り、送信することができます。

② 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレスにの

み送信することができます。ただし、送信拒否の通知を受けたときは、以後、送信できません。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
ア	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動電子メール送信者に通知した者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。)	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
イ	政治活動用電子メールを継続的に受信している者 (その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。) であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、 選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

③ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次のアまたはイに掲げる場合に応じ、それぞれに定める事実を証する記録を保存しなければなりません。

ア 前記②アに掲げる者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した
こと。

(イ) 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め・同意があったこと。

イ 前記②イに掲げる者に対し送信する場合

(ア) 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した
こと。

(イ) 選挙運動用電子メール送信者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしている
こと。

(ウ) 選挙運動用電子メール送信者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をし
たこと。

④ 表示義務

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信にあたり、次の事項を正しく表示しなければなりません。

ア 選挙運動用電子メールである旨

- イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名
 - ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨
 - エ 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先
- (3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等
- 選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されています。
- (4) その他
- ① 法の規定により選挙運動用文書図画に記載すべきこととされている事項を、バーコード、QRコード等により選挙運動用文書図画に記載・表示することは、認められません。
 - ② 選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体（DVD、USBメモリなど）を頒布することは、法定外の選挙運動用文書図画を頒布することに当たり、禁止されています。
 - ③ インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。

27 新聞広告（法149条、規則19条）

- (1) 候補者は、選挙運動期間中2回に限り、選挙運動のために有料で新聞広告をすることができます。新聞広告をしようとするときは、選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」にて、広告を希望する新聞社に申し込む必要があります。

1枚の証明書で1回広告することができます。

- (2) 新聞広告の規格は、横9.6cm、縦2段組以内で、記事下に限られ色刷りはできません。

候補者の氏名は本名、または通称認定を受けた場合は、認定された通称名に限られます。

28 個人演説会（法143条、法161～164条の4）

候補者は、法第161条に規定する施設（以下「公営施設」という。）およびその他の施設を利用して個人演説会を開催することができます。また、回数には制限はありません。

- (1) 公営施設の使用申込み

公営施設を使用される場合は、個人演説会を開催すべき日前2日までに、委員会に申し出なければなりません。

- (2) 公営施設の無料使用

公営施設を使用する場合は、同一施設（設備を含む）ごとに、1回に限り無料で使用することができます。

- (3) 公営施設の時間制限

公営施設を使用する時間は1回につき5時間以内となっています。

- (4) 文書図画の掲示

個人演説会場外において、演説会の開催中掲示ができる文書図画は、ポスター、立札およ

び看板の類を通じて2枚以内と、ちょうちん1個に限られています。(ちょうちんは、会場の内部、外部を通じて1個)

なお、規格は前記の文書図画の規格および数量(24(2))のとおり制限があります。

29 街頭演説(法164条の4、164条の5、164条の6、164条の7)

選挙運動のためにする街頭演説については、次の事項についてご注意ください。

- (1) 街頭演説(屋内から街頭に向かってする演説を含む。以下同じ。)演説者がその場所にとどまり、委員会が交付する街頭演説用標旗を掲げている場合でなければすることができません。
- (2) 街頭演説において選挙運動に従事することができる者は、候補者1人について選挙運動用自動車の運転手を除いて15人以内です。これらの者は、委員会が交付する腕章(運動員腕章11または乗車用腕章4のいずれかの腕章)を着けなければなりません。
- (3) 夜間の街頭演説の禁止

街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間はすることができません。

30 選挙当日の選挙運動の禁止

選挙運動ができるのは、選挙期日の前日(1月20日)までであって、選挙当日(1月21日)は選挙運動をすることができないので注意してください。

8 選挙期日後のあいさつ行為の制限

1 選挙期日後のあいさつ行為の制限

選挙期日後において、当選、または落選に関して選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることは禁止されているので注意してください。

- (1) 選挙人に対し戸別訪問すること。
- (2) 自筆の信書および当選、または落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書を除くほか、文章図画を頒布し、または掲示すること。
- (3) 新聞紙または雑誌を利用すること。
- (4) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (5) 放送設備を利用して放送すること。
- (6) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名または政党、その他政治団体の名称を言い歩くこと。
- (7) 自動車を連れ、隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。

9 選挙運動に関する費用

1 選挙運動費用制限額(法194条、施行令127条)

選挙運動のために使い得る費用の最高額は、委員会が告示日(1月16日)に告示しますの

で、この額を超えて支出することはできません。

【制限額の算式】

告示日における選挙人名簿登録者総数×人数割額（110円）＋固定額（1,300,000円）

ただし、100円未満の端数があるときは、100円となります。

2 出納責任者の選任および異動の届出（法180条、182条、184条）

候補者は、その選挙運動に関する収入および支出の責任者（以下「出納責任者」という。）を1人選任しなければなりません。この場合、候補者が自ら出納責任者となることも、また推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、推薦届出者自ら出納責任者となることもできます。また、出納責任者を異動したときも、選任届の様式に準じて届出してください。

なお、出納責任者の選任届（異動のときは異動の届出）後でなければ、候補者の推薦、支持または反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず候補者のために寄付を受け、または支出することができません。

3 会計帳簿の備付（法185条）

出納責任者は、会計帳簿（収入簿、支出簿）を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関する全ての寄附およびその他の収入（候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

イ アの寄附をした者の氏名、住所および職業ならびに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積った金額）および年月日

ウ 選挙運動に関する全ての支出（候補者のために候補者または出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

エ ウの支出を受けた者の氏名、住所および職業ならびに支出の目的、金額および年月日

(1) 収入簿記入要領

ア この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附およびその他の収入を記載するものとする。

イ 債務の免除、保証、その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務または利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。

ウ 寄附およびその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附およびその他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

エ 寄附の中、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与または交付の約束の日の現在において記載するものとし、その旨履行の有無および年月日等を「備考」欄に記載するものとする。

オ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。

カ 以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

(2) 支出簿記入要領

ア この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。

イ この帳簿には、(一) 立候補準備のために支出した費用 (二) 選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて (または各々分冊して) 記載するものとする。また、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。

ウ この帳簿の各科目には、(一) 人件費 (二) 家屋費 (イ) 選挙事務所費 (ロ) 集会会場費等 (三) 通信費 (四) 交通費 (五) 印刷費 (六) 広告費 (七) 文具費 (八) 食糧費 (九) 宿泊費 (十) 雑費の費目を設けて費目ごとに記載するものとする。

エ 金銭の支出をした時は、「金額または見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、または建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。この場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは別行に記載するものとする。

オ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。

カ 「支出の目的」の欄には、支出の目的 (謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。

キ 支出の内、金銭、物品、その他財産上の利益の供与または交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨ならびに履行の有無および年月日を「備考」欄に記載するものとする。

ク 以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

4. 領収書等の徴収 (法 188 条)

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について領収書、その他支出を証明する書面を徴収しなければなりません。しかし、汽車、バスの切符の購入の場合等、社会通念上領収書を発行しないことが慣例となっているような場合は、領収書を徴収しなくても差し支えありません。

5. 選挙運動中に関する支出とみなされないもの (法 197 条)

次に掲げるものは選挙運動に関する支出とみなされないもので、これらのものは選挙運動費用に算入する必要はありません。

(1) 立候補準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者のした支出またはその者と

意思を通じてした支出以外のもの。

- (2) 立候補の届出後、候補者または出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの。
- (3) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出。
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出。
- (5) 選挙運動に関し支払う国または地方公共団体の租税、手数料。
- (6) 選挙運動用自動車に要した費用。

6 選挙運動費用の収支報告書の提出（法 189 条）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附、その他の収入および支出に関する事項を記載した報告書を、次の区分にしたがって委員会に提出してください。

- (1) 選挙期日の告示の日（1月16日）前まで、当該告示の日から選挙期日（1月21日）まで、および選挙期日経過後になされた寄附、その他の収入および支出についてはこれをあわせて精算し、選挙の期日から15日（2月5日）以内に。
- (2) (1)の精算届出後になされた寄附、その他の収入および支出については、その寄附その他の収入および支出がなされた日から7日以内に。

なお、報告書を提出されるときは、前記「4の領収書等の徴収」のところに記載した領収書、その他の支出の証すべき書面の写し（領収書、その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があるときは、その旨ならびに支出の金額、年月日および目的を記載した書面）を添付してください。

7 実費弁償および報酬の額（法 197 条の2、令 129 条、執行規程第 30 条）

- (1) 選挙運動に従事する者に対し実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額を次のとおり定めていますので、この額を超えて支給することはできません。

- ア 鉄道費 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- イ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く）について路程に応じた実費額
- ウ 宿泊料 1夜につき12,000円（食事料2食分を含む）
- エ 弁当代 1食につき1,000円、1日につき3,000円
- オ 茶菓料 1日につき500円

- (2) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬および実費弁償を支給することができますが、1人に対し支給できる最高額は、次のとおり定めています。

- ア 報酬 基本日額 10,000円
超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- イ 実費弁償 鉄道賃および車賃
上記(1)のアおよびイに掲げる額

宿泊料（食事料は除く）1 夜につき 10,000 円

(3) 選挙運動に従事する者のうち、次の者については、次の範囲内で報酬を支給することができます。

ア 支給することができる者

選挙運動のために使用する事務員およびもっぱら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「ウグイス嬢」、手話通訳者、要約筆記者）。

イ 報酬額

◎ 選挙運動のために使用する事務員

・・・1 人 1 日につき 10,000 円以内

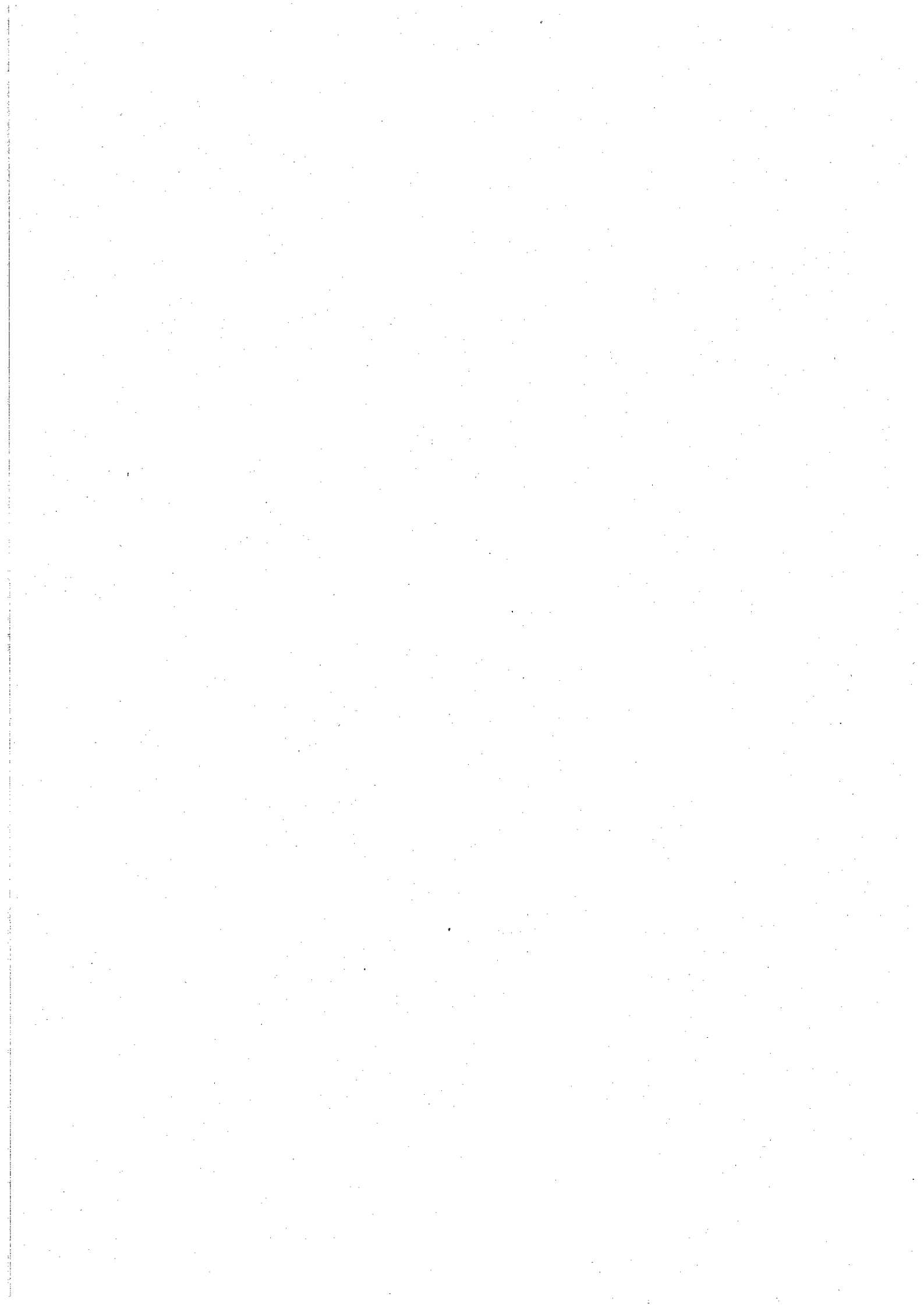
◎ もっぱら自動車の上における選挙運動のために使用する者、手話通訳者、要約筆記者

・・・1 人 1 日につき 15,000 円以内

ウ その他

支給することができる者の数は、1 日につき 9 人以内で、立候補の届出後、これらの者を使用する前に文書で委員会に届出なければなりません。使用できる期間は届出たときから、選挙の期日の前日までの間です。

なお、事務員、車上運動員の届出の員数については、期間を通じて最大限 45 人まで異なる者を届け出ることができます。この場合についても、1 日につき 9 人以内の員数制限がありますのでご留意願います。



別表1

令和6年1月21日執行「甲良町長選挙」事務日程表 ◆候補者関係分

期 日			逆 算 日	執 行 事 項	執 行 者	関 係 法 令
月	日	曜				
1	11	木	あ ら か じ め	任期満了の届出	委員会	法120①
				選挙管理委員会の開催	委員会	
				投票所の開閉時刻の変更承認申請	委員会	法40
				個人演説会施設の公営のために納付すべき費用の額の協議および承認	委員会	令121
				個人演説会公営施設の使用予定表とりまとめ	委員会	令118
				個人演説会公営施設管理者が設ける設備の使用に関する定めの承諾	委員会	令119
				投票用紙、候補者交付物件等作成	委員会	
				投票管理者、同職務代理人の人选	委員会	
				選挙長、同職務代理人の人选	委員会	
				投票立会人の人选、承諾のとりまとめ	委員会	
				立候補予定者の説明会の開催および日時、場所の告示	委員会	
				◆立候補届出書類等事前審査	委員会	
				選挙人名簿選挙時登録該当者調	委員会	令11
				投票所の借上げ依頼	委員会	
選挙人名簿基準日、登録日等の告示	委員会	令14②				
ポスター掲示場設置	委員会					
1	14	日	7	ポスター掲示場設置完了	委員会	法144の2⑧
1	15	月	6	選挙人名簿登録基準日・登録日	委員会	法22③
				選挙人名簿登録者数を県委員会へ報告	委員会	令22①
				選挙人名簿から抹消する者の告示	委員会	法28
				不在者投票用紙等の郵便による交付開始	委員会	令53
				選挙運動費用制限額の算出	委員会	法194①②、令127
				立候補受付準備完了	委員会	
				ポスター掲示場の設置場所の告示	委員会	法144の2
				選挙人名簿登録者の1/50および1/6ならびに1/3の数の告示	委員会	地方自治法74 75、76、80、81 86、合併特例 法4、地方教育 組織法8
1	16	火	5	選挙執行の告示	委員会	法33
				選挙長および同職務代理人の選任告示	委員会	令81
				投票管理者および同職務代理人の選任告示	委員会	令25
				期日前投票管理者および同職務代理人の選任告示	委員会	令25
				選挙会の日時、場所の告示	委員会	法64、78

別表1

令和6年1月21日執行「甲良町長選挙」事務日程表 ◆候補者関係分

期 日			逆 算 日	執 行 事 項	執 行 者	関 係 法 令
月	日	曜				
				選挙会の事務に併せて開票事務を行う旨の告示	委員会	法79
				投票用紙の様式の告示	委員会	法45②
				選挙立会人を定めるくじを行う日時、場所の告示	選挙長	法76
				選挙運動費用制限額の告示	選挙長	法196
				投票記載所の氏名等の掲示の記載順序を定めるくじを 行う日時、場所の告示	委員会	法175
				不在者投票用紙および同封筒の交付場所の告示	選挙長	法49
				投票所の告示	選挙長	法41①
				選挙長の事務を行う場所の告示	選挙長	
				選挙長において立候補届出を受け付ける順位の告示	選挙長	
				ポスター掲示場にポスターを掲示できる期日の告示	選挙長	
				◆ 立候補届出の受付（立候補者の被選挙権調査）	選挙長	法86の4①②
				◆ 通称認定申請の受付	選挙長	令89⑤
				立候補届出の告示および委員会への報告	選挙長	法86の4①
				立候補の届出状況を委員会ならびに候補者住所地の市 町村長および委員会へ通知	選挙長	令92
				候補者の氏名等を投票管理者に通知	委員会	令92
				立候補届出状況を県委員会へ報告	委員会	
				◆ 選挙事務所設置（異動）届受付開始	委員会	法130②
				◆ 出納責任者選任（異動）届受付開始	委員会	法180③ 法182①
				◆ 選挙立会人届出受付開始	選挙長	法76、法62①
				◆ 報酬を受けることのできる選挙運動事務員、車上運動 員届出受付開始	委員長	法197の2⑤
				◆ 公営施設使用の個人演説会開催申出の受付開始	委員長	法163
				違反文書図画の撤去命令開始	委員長	法147 法201の11①
				◆ 立候補辞退届出受付	選挙長	
				投票を行わない旨の告示ならびに投票管理者および委 員会へ通知（無投票の場合）	選挙長	法100④⑤
				投票記載所の氏名等の記載順序のくじ執行	委員会	法175③
				不在者投票準備完了	委員会	
				期日前投票準備完了	委員会	
1	17	水	4	不在者投票開始	委員会	法49
				期日前投票開始	委員会	法48の2
				郵便による不在者投票用紙等交付請求期限	委員会	令59の4①
1	18	木	3	◆ 公営施設使用の個人演説会開始	委員会	法163

別表 1

令和6年1月21日執行「甲良町長選挙」事務日程表 ◆候補者関係分

期 日			逆 算 日	執 行 事 項	執 行 者	関 係 法 令
月	日	曜				
				◆ 選挙立会人選任届出期限	委員会	法76法62①
				投票立会人の選任および本人への通知期限	委員会	法38①
				投票立会人の氏名等を投票管理者に通知	委員会	令27
				選挙立会人を定めるくじの執行、3人に達しない場合 の補充選任、同決定通知	委員会	法76 法62②④⑧
1	19	金	2	補充立候補届出期限(事由が生じた場合)	選挙長	法86の4⑤
				投・開票事務打合せ会	選挙長	
				投票所の準備完了	選挙長	
				開票所の準備完了	委員会	
1	20	土	1	投票所入場券の配布完了	委員会	令31
				期日前・不在者投票最終日	期日前投票 票管理者	令50①
				不在者投票に関する調書の作成、送付および不在者投票 票の整理	委員会	令61②
				選挙人名簿の整理、当日の有権者数調	委員会	
				選挙人名簿抄本を投票管理者へ送付	委員会	令28
				投票所の入口から300メートルの選挙事務	委員会	法132,134
1	21	日	0	選挙期日 投票日(午前7時～午後8時)		
				◆ 投票所の入口から300メートルの選挙事務所の閉鎖命令	委員会	法134
				投票状況の速報	委員会	
				不在者投票を各投票管理者に送致	委員会	令60
				期日前投票を開票管理者に送致	選挙長	
				開票および選挙会	選挙長	法66,法79
				当選人の氏名等を委員会に報告	選挙長	法101の3①
				委員会の開催	委員会	
				◆ 当選人に当選の旨の告知、当選人の住所・氏名の告示 および県委員会へその旨報告	委員会	法101の3②
1	22	月	-1	◆ 当選証書の付与 およびその旨の告示ならびに県委員会へ報告	委員会	法105,108①
				選挙結果を県委員会へ報告	委員会	
2	4	日	-14	選挙の効力および当選の効力に関する異議申出期限		法202①,206①
2	5	月	-15	◆ 選挙運動費用の収支報告書提出期限(第1回分)	委員会	法189①
				選挙運動費用収支報告書の要旨の公表および告示	委員会	法192①,②

別表2

甲良町長選挙投票所一覧表

投票時間：午前7時～午後8時

投票区	投票所（施設）の名称	所在地
第1投票区	在士草の根ハウス	在士489番地
第2投票区	ふれあい公民館	下之郷1247番地1
第3投票区	平成尼子館	尼子1619番地
第4投票区	はばたきの館 (呉竹地域総合センター)	呉竹168番地
第5投票区	小川原草の根ハウス	小川原562番地
第6投票区	北落草の根ハウス	北落440番地
第7投票区	金屋農事集会所	金屋810番地1
第8投票区	正楽寺公民館	正楽寺325番地
第9投票区	池寺公民館	池寺292番地
第10投票区	長寺東老人憩の家	長寺1601番地
第11投票区	ふれあいの館 (長寺地域総合センター)	長寺507番地
第12投票区	法養寺研修棟	法養寺501番地
第13投票区	横関草の根ハウス	横関372番地

◇開票所◇

場 所 甲良町公民館 2階多目的ホール

住 所 甲良町大字在士350番地

開票時間 午後9時10分

